

令和4年第4回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年4月11日開催

令和4年第4回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年4月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第4回野洲市農業委員会総会を開催する。

1. 出席委員 下記のとおり

- 1 番 清水 稔
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

欠 席

- 2 番 小森 貴夫、11番 森 恒仁、16番 白井 嘉嗣、
- 19番 岩井 正男、24番 小森 正人

会議に参加したる職員

- | | | |
|-------|------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 川尻 康治 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |
| | 主 任 | 浦谷 亮太 |

議長　みなさま、総会に入ります前に、本日は総会終了後、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要等について滋賀県農業会議の事務局長より説明を受けますので、総会につきまして、議事が円滑に執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は21名であります。欠席は、16番 白井嘉嗣委員、19番 岩井正男委員、24番 小森正人委員です。2番 小森貴夫委員と11番 森恒仁委員につきましては現在、出欠の連絡ない状況です。

よって、本総会が成立（出席者が過半数）いたしました。

ただいまから令和4年第4回農業委員会総会を開会します。これより日程に入ります。日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。第20番 吉川委員、第21番 青木委員を指名いたします。日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって会期は本日1日間と決定いたしました。日程第3、議第10号から議第12号を上程します。議第10号農地法第4条第1項の規定による申請について、を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長　議案書の1ページをご覧ください。議第10号 農地法第4条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。案件は、3件です。

1件目は、北●●●●番および●●●●番地の畑、計202.00㎡について、農業用施設用地として転用するものです。当該土地は、申請人が耕地面積拡大のため多種の農作業車が必要となり、農業用倉庫横の土地を駐車場用地として利用するためのものです。

なお、●●●●番について、現地確認の結果、既に農作業車等の駐車場として利用している状態であったため、申請に当たって顛末書を提出していただきました。位置図は議案書6ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の1をご覧ください。当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では農業振興地域内にある農用地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目は、比江●●●●番の現況地目宅地33.00㎡の畑について、自己住宅用地として転用するものです。なお、当該土地は、申請人が長年住宅敷地と使用してきた土地の一部であったことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書7ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の2をご覧ください。当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

3件目は、大篠原●●●●番、●●●●番および同番●●●●の現況地目雑種地、計505.00㎡の田について、自己住宅用地および専用通路として転用するものです。なお、当該土地は、申請人の祖父が農業用倉庫を建築する目的で埋め立てを行っていた土地で、長年雑種地となっていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。また、当該土地の整備に当たっては、敷地周囲にコンクリートブロックを段積され、雨水排水はU型側溝で一カ所に集水して隣接する水路へ放流されます。位置図は議案書8ページをご覧ください。

別紙1の添付資料の3をご覧ください。当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第1種農地となり、他法令等としては都市計画法が関係します。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いします。1件目につきまして第7番 苗村委員をお願いします。

苗村委員 苗村です。事務局の説明のとおり顛末書を提出していただきました。既に農業機械が置いてあり今後も益々増えるため、下をコンクリートにして作業場の面積を拡大したいとの理由による申請です。周囲にも迷惑がかからないと考えられますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、2件目について 第12番 有馬委員をお願いします。

有馬委員 昭和の初めに現在の市道が整備されたとき、宅地に隣接した申請者の畑地が3つに分割され、宅地側に残った畑地が宅地として利用されてきたものです。現在申請者の孫が住宅を建設するにあたり、正規の地目にするため申請されたものです。やむを得ない状況が続いていたと考えられるため、ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、3件目について 第13番 安田委員をお願いします。

安田委員 ●●●●氏については、現在実家に家族7名でお住まいであり、増築する宅地が狭いため、40年ほど前に祖父が埋め立てられた土地に住宅を建てたいという申請です。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 10 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 10 号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第 10 号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について、を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 2 ページをご覧ください。

議第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請についてをご説明いたします。案件は、3 件です。

1 件目は、比留田●●●●番の畑 44.00 m²について、●●●●氏から●●●●氏に隣接する専用住宅用地と併せて購入された土地で、当該土地については前栽に転用されるものです。位置図は議案書 9 ページをご覧ください。

別紙 2 の添付資料の 1 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 1 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。なお、当該土地については隣接する農地はありません。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

2 件目は、堤●●●●番の現況地目雑種地の畑 154.00 m²について、●●●●氏から●●●●氏に農業用施設用地に転用するため売買により所有権移転されるものです。なお、当該土地は、以前から雑種地となっていたことから、申請に当たって顛末書を提出していただいています。位置図は議案書 10 ページをご覧ください。

別紙 2 の添付資料の 2 をご覧ください。当該申請に係る農地法第 5 条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第 1 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、申請者の農業経営規模拡大に伴い隣接地を農業作業場の敷地として利用されるものです。当該土地の整備に当たっては、石積みにて組積し、土砂の流出はありません。雨水は前面道路へ側溝を整備し放流されます。また、資金計画についても自己資金によるため、問題はありません。

3 件目は、比留田●●●●番の田 636.00 m²について、●●●●氏から●●●●●氏に露店資材置場に転用するため売買により所有権移転されるものです。位置図は議案書 9 ページをご覧ください。

別紙2の添付資料の3をご覧ください。当該申請に係る農地法第5条調査結果は記載のとおりで、農地区分では第3種農地となります。その他の項目についても記載のとおりで、申請者が営む住宅事業の活況により資材置場が不足しているため、露店用資材置場として利用される計画です。当該土地の整備に当たっては、擁壁及びコンクリートブロックを設置して盛土され、隣接農地への土砂の流出を防ぎます。雨水は、可変側溝で集水して隣接する水路へ放流されます。これらにより隣接する農地への影響はありません。また、資金計画についても借入金によるため、問題はありません。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いします。1件目と3件目につきまして第21番青木委員をお願いします。

青木委員 1件目は、約10年間空き家となっていた家を購入されたものです。実家が斜め向かいにあり、申請者の両親が居住されています。申請地の44㎡については、以前は屋敷畑として利用されていた場所であり、最近では防草シートを張って管理されていました。今後、芝を張って管理される予定であり、工事等は行われなないということです。雨水は現状どおり自然浸透するため、農地への影響はないと思われます。

3件目は、当該地は、申請者の営む事業において、滋賀の南部や東部、守山市などへ資材の搬入する際、交通の便がよい土地であるため、市街化区域内では、適切な土地が見つからなかったため、購入されるということです。譲渡人は草津市に居住されており、耕作できないため売却されました。口頭ではありますが、資材置き場として利用されることを約束されました。審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、2件目について 第4番 辻川委員をお願いします。

辻川委員 事務局からの説明があったとおりであり、作業場としての場所がないということです。中身を見てみますとパレット置場や自動車の置場であり、自動車置場と作業場の拡張の言葉の違いについて、事務局でわかるのであれば説明願いたいと考えます。申請の内容については問題ございませんので、審議の程、よろしくをお願いします。

議 長 事務局で補足できますか。

事務局長 ご質問いただきました計画図につきましては、育苗パレットおよび米積荷パレットで約15㎡程度の計画をされています。あとは農機具の運搬車両として30

m²、その他軽トラ、貯水タンク、耕運用の備品の置場としての土地利用を行う申請となっています。

議 長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 11 号の採決に入ります。お諮りいたします。議第 11 号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第 11 号は議案どおりと決定いたしました。

議 長 続きまして、議第 12 号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題 12 号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だつて議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。利用権が設定されたのは、合計 22 件、41 筆、64,643 m²です。これらは農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(25 番 井狩委員挙手)

はい、25 番 井狩委員お願いします。

井狩委員 利用権を設定する期間のことで、普通は 5 年、10 年と聞いていますが、4 年 8 ヶ月とか 9 年 8 ヶ月、これはどういう形の中でこういう期間を設定されたのか。これが 1 点です。もう 1 点は番号 18 番の賃貸借、水稻作付時のみということは、

水稲作付が無いときはどういう形をとられるのか、具体的に教えていただきたい
と思います。

議 長 事務局

農林水産課 1点目の終期につきまして、5年終期と10年終期が原則ですが、4番目の9年
8ヵ月という案件では、他の方との契約で令和13年12月31日で終了されるとい
う案件がございましたので、終期を揃えるため、10年ではなく9年8ヵ月に設定
をされたものです。同様に他の案件でも他の方との契約が年末の12月31日の場
合、終期を揃えるために4年8ヵ月となっているものです。

2点目の番号18番の案件の水稲作付時のみに関するご質問につきましては、
確認させていただいて後日、回答させていただきたいと思います。

議 長 他に質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第12号の採決に入ります。お諮りいたします。議第12号について
賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。よって議第12号は議案どおりと決定いたしました。

以上で本日の議事案件は終了いたしました。続きまして、日程第4報告案件に
はいます。報第6号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告
します。事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてご説明をいた
します。案件は1件です。西河原●●●●番および●●●●番の現況地目一部山
林の畑、計250.00㎡について、届出人の●●●●氏が、一般住宅として利用する
ため転用されるものです。位置図は議案書11ページをご覧ください。

議 長 報告が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いしま
す。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。続きまして、報第7号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご説明をいたします。案件は3件です。1件目は、富波●●●●番、228㎡の畑地について、譲渡人の●●●●氏が譲受人の●●●●氏に、分譲住宅用地として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書12ページをご覧ください。

2件目は、市三宅●●●●番、149㎡の畑地について、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●氏に、露天資材置場として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書13ページをご覧ください。

3件目は、野洲●●●●番、132㎡の畑地について、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●氏に、資材置場として転用するため、売買により所有権移転するものです。位置図は議案書13ページをご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和4年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前10時4分